転入

ようこそ福島市へ

市外から福島市へお引越しのかたへ

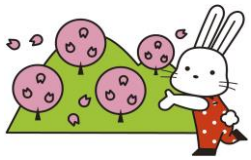

福島市に転入されたかたへ手続きのご案内です。

R7.4.1改正

引越しに伴う手続き一覧 （対象となるかた）	● 手続き内容 □ 必要なもの	手続き窓口		
		市役所 市民課	支所 ・ 茂庭 出張所	担当課 （お問合せ先）
□ 転入の届出 （引越しされたかた全員）	● 福島市に住所を変更するお手続きになります □ 異動届（窓口に備付けがあります） □ マイナンバーカード □ 転出証明書 ※ 前市区町村にてマイナンバーカードを利用して引越し手続きをされたかたは必要ありません □ 本人確認書類（マイナンバーカードなど） □ 委任状（代理人が手続きする場合） ※ 引越しをされた日から14日以内にお手続きください	○	○	市民課 総合窓口係 525-3732
□ 印鑑登録 （登録を希望するかた）	● 福島市に印鑑を登録します □ 登録する印かん □ 本人確認書類（マイナンバーカードなど） ※ 原則本人からの申請となります			
□ マイナンバーカードに関して 住民基本台帳カードに関して （お持ちのかた）	● カードに新住所を記載します □ マイナンバーカード □ 住民基本台帳カード （お持ちのかた）	○	○	スマート窓口推進課 スマート窓口推進係 535-7311
□ 在留カードに関して （外国籍のかた） 特別永住者証明書に関して	● 裏面に新住所を記載します □ 在留カード □ 特別永住者証明書	○	×	市民課 登録係 573-1020
□ 妊産婦健診のご案内 （妊娠中のかた、産後1ヶ月以内のかた）	● 受診票をお渡しします	×	×	保健福祉センター こども家庭課 母子保健係 525-7671
□ 乳幼児健診のご案内	● 「乳幼児健康診査のお知らせ」のチラシをお渡ししますのでご覧ください	○	○	
□ 予防接種のご案内 （20歳未満のかた）	●「予防接種のお知らせ」のチラシをお渡ししますのでご覧ください ※ チラシと同様の内容を、市ホームページ内「定期予防接種を受けましょう」のページでもご覧いただけます	○	○	保健福祉センター 感染症・疾病対策課 予防接種係 597-6203
□ 予防接種予診票の交付 （生後2か月未満のこどもがいるかた）	●未接種の予防接種の予診票をお渡しします □母子健康手帳（里帰りなどで持参が困難な場合は、事前に担当課へご相談ください）	×	×	
□ 子ども医療費助成の申請 （18歳までの子どもがいるかた）	● 新規登録の手続きがあります □ 受給資格者（保護者）名義の預金通帳（キャッシュカードでも可） ※ 受給者証のお渡しは郵送となります	○	○	共生社会推進課 医療助成係 525-3747
□ 学校の転校手続き （市立の小中学校を希望するかた）	● 転入学通知書をお渡しします ※ 新しい学校で手続きをしてください お渡しする転入学通知書のほかに前の学校の転学児童（生徒）教科用図書給与証明書と在学証明書が必要です	○	○	教育委員会事務局 学校教育課 管理係 525-3782
□ 就学援助の届出 （小中学校等に通う児童生徒の保護者で、転入前の市区町村で就学援助を受給していたかたなど）	● 福島市でも新たに手続きしてください ● 就学予定校にお問合せのうえ、お手続きください □ 就学援助受給申請書 □ 所得課税証明書 ※ 転入前の市区町村のもの ※ 18歳以上の同一生計のかた全員分	×	×	教育委員会事務局 学校教育課 庶務係 572－3987
□ 幼稚園の申請 （入園を希望するかた）	● 各幼稚園にお問合せください	×	×	各幼稚園
□ 保育施設の申請 （入所を希望するかた）	● 右記にお問合せください ※ 認可外保育施設を希望のかたは各施設にお問合せください	×	×	保健福祉センター 幼保企画課 幼保認定係 525－3750
□ 児童手当の申請 （高校生年代までの子どもがいるかた）	● 新規認定の手続きがあります □ 請求者の健康保険証 ※ 3歳未満の子がいる方で、私立学校共済組合以外の共済組合の方 □ 前市区町村からの連絡票 □ 請求者名義の預金通帳（キャッシュカードでも可） ※ 公務員のかたは職場で手続きをしてください ※ 転出予定日から15日以内に申請してください	○	○	保健福祉センター こども政策課 子育て給付係 572-7103
□ 児童扶養手当の申請 （前住所で受給していたかた）	● 住所変更などの手続きをしてください □ 児童扶養手当証書 ※ 福島市で新たに受給を希望する方は右記にお問合せください	×		
□ 子育て応援パスポート（ファミたんカード）の申請 （18歳までの子どもで交付を受けていないかた）	● ファミたんカードをお渡しします	○	○	保健福祉センター こども政策課 子育て支援係 525-3767
□ ひとり親家庭医療費助成の申請 （ひとり親家庭のかた）	● 登録申請の手続きをしてください □ 受給資格者（保護者）名義の預金通帳（キャッシュカードでも可） ※ 受給者証のお渡しは郵送になります	×	○	共生社会推進課 医療助成係 525-3747

裏面もあります

引越しに伴う手続き一覧 （対象となるかた）	● 手続き内容 □ 必要なもの	手続き窓口		
		市役所 市民課	支所 ・ 茂庭 出張所	担当課 （お問合せ先）
□ 国民健康保険の届出	● 加入の手続きがあります □ 本人確認書類（マイナンバーカードなど） ※ 入院、施設に入所、入学の場合はお申出ください ※ 限度額の認定証などを希望する場合はお申出ください	○	○	国保年金課 国保資格係 525-3735
□ 国民健康保険税の免除	● 産前産後期間にかかる国民健康保険税の軽減制度があります 詳しくは、右記にお問合せください	×	○	国保年金課 国保資格係 525-3735
□ 後期高齢者医療の申請 （75歳以上のかた） （65歳以上で一定の障がいがあるかた）	● 加入または住所変更の手続きがあります □ 負担区分証明書（県外からの引越しのかたで前市区町村で交付されたかた） ※ 入院、施設に入所の場合はお申出ください ※ 限度額の認定証などを希望する場合はお申出ください ※ 後日、資格確認書または資格情報のお知らせを新住所地に郵送します	○	○	国保年金課 後期高齢者医療係 525-3724
□ 介護保険の申請 （前住所の要介護度を引継ぐかた）	● 要介護認定の手続きがあります □ 健康保険証（65歳未満のかた） □ 受給資格証明書またはマイナ保険証または資格確認書（要介護度を引継ぐかた） ※ 施設に入所の場合はお申出ください ※ 福島市で新たに認定を希望する場合は右記にお問合せください ※ 保険証は郵送でお渡しします	○	○	介護保険課 介護認定係 525-6552
□ 高齢者福祉サービスの申請 （希望するかたは右記にお問合せください）	● 高齢者を対象とした各種サービスの申請など	×	△ 一部 取扱	長寿福祉課 長寿支援係 525-7657
□ 国民年金	● 手続き不要です ※ 厚生年金のかた、その扶養のかた（配偶者）は、勤務先で手続きをしてください	ー	ー	国保年金課 国民年金係 525-3738
□ 各種障がいなどの手帳の申請 （お持ちのかた）	● 住所変更などの手続きがあります □ 各種障がいなどの手帳 □ 写真（県外から転入の場合） ※ 写真は身体障害者手帳以外の場合に必要です ※ 写真のサイズは縦4cm×横3cmです	○	○	障がい福祉課 障がい給付係 525-3796
□ 重度心身障がい者医療費助成の申請 （障がいなどの手帳をお持ちで該当するかた） （該当区分については右記にお問合せください）	● 新規登録の手続きがあります □ 各種障がいなどの手帳 □ 受給者名義の預金通帳（キャッシュカードでも可） □ 印鑑（後期高齢者医療に加入のかた） ※ 入院、施設に入所の場合はお申出ください ※ 該当する手帳の等級など詳しくはお問合せください ※ 受給者証のお渡しは郵送になります	○	○	共生社会推進課 医療助成係 525-3747
□ 自立支援医療、障がい者手当などに関すること （前住所で受けていたかた）	● 右記にお問合せください	×	△ 一部 取扱	障がい福祉課 障がい給付係 525-3796
□ 結核等感染症患者に関すること 肝炎治療受給者証交付申請など	● 右記にお問合せください	×	×	保健福祉センター 感染症・疾病対策課 感染症対策係 572-3152
□ 指定難病医療費助成に関すること	● 右記にお問合せください	×	×	保健福祉センター 感染症・疾病対策課 難病支援係 573-4384
□ 小児慢性特定疾病医療費助成に関すること	● 右記にお問合せください	×	×	保健福祉センター こども家庭課 母子保健係 525-7671
□ 交通遺児に関すること （交通事故で親を亡くした中学生以下の子ども）	● 福島市の交通遺児認定登録申請の手続きがあります	×	×	生活課 安全安心・避難者支援係 525-3787
□ 飼い犬に関すること （犬を飼っているかた）	● 登録または登録内容変更の手続きをしてください □ 鑑札（前住所から交付されたもの） ※ 鑑札をお持ちでない場合は衛生課での手続きとなるため右記にお問合せください	○	○	保健福祉センター 衛生課 動物愛護係 597-6409
□ バイクなどのナンバーに関すること （125cc以下のバイクなどをお持ちのかた）	● 登録の手続きをしてください □ 廃車申告受付書（廃車済の場合） ※ 前のナンバーをお持ちの場合はお問合せください	×	×	市民税課 税制係 525-3713
□ 水道に関すること	● 使用開始の手続きをしてください ※ 電話で手続きできます	×	×	福島市水道料金 お客さまセンター 526-0735
□ 市営住宅に関すること	● 右記にお問合せください	×	×	住宅政策課 市営住宅係 525-3757

【窓口案内】 市外局番（024）

福島市役所	535-1111	渡利支所	523-5001	杉妻支所	546-3365	蓬莱支所	548-4508	清水支所	557-2388
東部支所	534-2471	北信支所	554-1111	吉井田支所	546-3469	西支所	593-1001	土湯温泉町支所	595-2051
信陵支所	557-6001	立子山支所	597-2111	飯坂支所	542-2111	松川支所	567-2111	信夫支所	545-2170
吾妻支所	526-3350	飯野支所	562-2111	茂庭出張所	596-1001				